

道の駅石狩「あいろんど厚田」 別館アネックス

令和4年度飲食提供施設出店者募集要項



令和3年9月23日

道の駅石狩「あいろんど厚田」

指定管理者：株式会社 あい風

1.趣旨

国交省重点道の駅に選定された道の駅石狩「あいロード厚田」は『近接遠来』（近き者喜び、遠き者来たり）のコンセプトのもと、R231厚田公園内に平成30年4月にオープン致しました。この道の駅では石狩の自然、歴史、食等の地域資源を活用し、道路利用者や地域住民の皆さんに厚田、浜益を中心に石狩の魅力を発信し、交流人口の拡大、地域に潤いを生み出すことを目的として展開して参ります。

今般、こうした目的のもと設置される道の駅石狩「あいロード厚田」の利用者に対して、石狩の安全安心、おいしい地域食材を使った料理、飲料、デザート等を提供する施設の出店者を募集します。

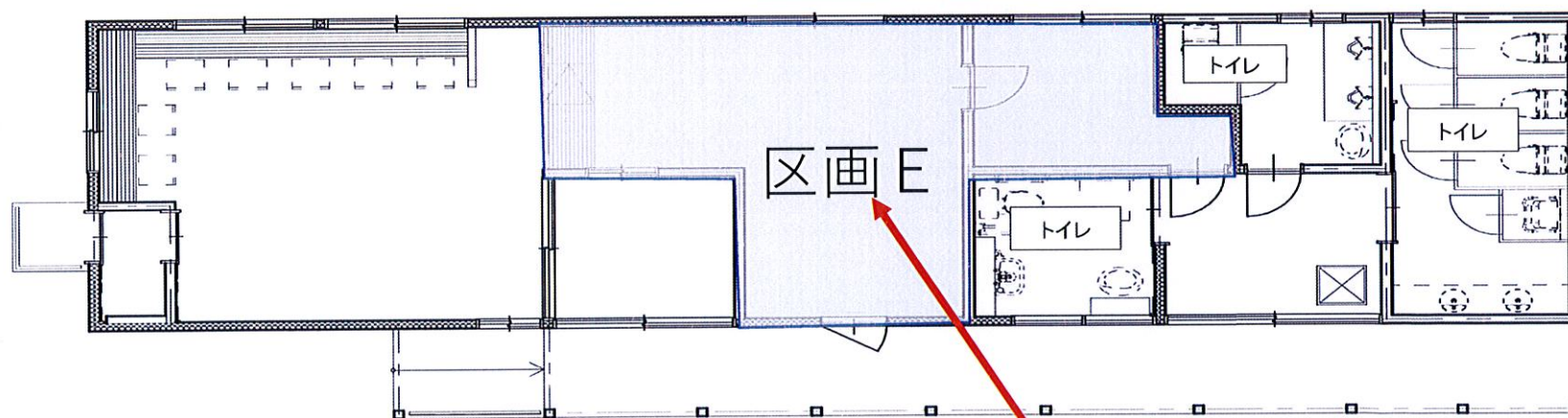
2.募集内容

- (1) 募集業種
道の駅ANNEX（飲食提供施設）において、事業を実施する飲食製造・販売店
- (2) 施設利用許可予定場所
道の駅ANNEX地場産品体験コーナー（「3.募集施設の概要」参照）
- (3) 募集店舗数
1店舗
- (4) 契約形態及び期間
 - ①利用形態：利用許可
 - ②許可期間：3年間（ただし手続きは1年間毎とする。）

3.募集施設の概要

- | | |
|--------------|--|
| (1) 名 称 | 道の駅ANNEX（別館） |
| (2) 所 在 地 | 石狩市厚田区厚田 1 2 番地 4 |
| (3) 施設設置者 | 石狩市 |
| (4) 指定管理者 | （株）あい風 |
| (5) 募集区画（面積） | 2 4.0 2 m ² |
| (6) 駐 車 場 | 普通車 2 0 台、二輪車約 1 5 台 |
| (7) 開館時間、休館日 | 年中無休（但しメンテナンス等による休業日を除く）
1 0：0 0～1 6：0 0（夏期間は延長予定）
1 2 月 3 1 日から翌年 1 月 3 日まで休館
（2 4 時間トイレを除く） |

道の駅ANNEX面図(平屋)



区画E:地場産品体験コーナー(24.02m²)

4.売上金管理

(1) 券売機の設置

各テナントの金銭収受については、石狩市が設置する券売機により行い、事業者が直接お客様から金銭収受を行わない。

(2) 売上金の管理

指定管理者が券売機の管理を行い各テナントの日計データをまとめ、原則として月単位で集計し、双方確認のうえ売上金を事業者へ口座振替により送金する。

5.応募資格、利用条件

(1) 応募資格

次の条件を全て満たすものとします。

①石狩市に在住又は出身、若しくは事業所を有する個人または法人であること。（ただし、石狩市内の事業者と連携して、地場産品を活用した商品提供を行うことが明確な場合は除く）

②営業に際して必要な許可、免許等を有すること。

③安定した経営能力、優良なサービス提供ができること。

④道の駅石狩「あいロード厚田」設置に係る趣旨を十分に理解していること。

⑤指定管理者の運営ポリシーに賛同するとともに、地域住民や他の出店者と協調、協力ができること。

⑥次のいずれにも該当しないこと。

イ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項のいずれかに該当する者であること、及びその事実があった後3年を経過していないこと。（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。）

ロ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団・暴力団員で構成されていること。

ハ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営むものであること。

ニ. 応募の日において、現に石狩市の指名停止措置を受けていること。

ホ. 応募の日において、破産手続き、再生手続きが開始されていること。

ヘ. 法人及び代表者の市税を滞納していること。（個人は代表者のみ）

(2) 利用条件

募 集 事 業 者		飲食施設を営業する事業者				
運 営 条 件		石狩の食材を生かし、石狩ならではのメニューの考案、お客様の満足いく食事の提供、食材等の宣伝が出来ること				
募 集 区 画		<区画E> 24.02㎡				
経 費 負 担	賃 料	月額 89千円				
		4～10月までの7ヶ月間 ※利用料は、利用開始前までに納付すること。				
	その他の経費	経営上必要な諸経費については事業者負担となります。 ・水道、電気、ガス料金、通信料 ・受益者負担金（※販売額の8%） ・店舗内照明、出店者が設置した什器、備品のメンテナンス費用 ・テナント内の衛生管理費用「害虫駆除及び廃棄物処理」等				
	工事費等	以下の項目については事業者負担となります。 ・営業のために必要な設備及び内装工事、什器・備品、店舗サイン等 ・出店者の過失、管理上の不備において生じた障害、破損等の補償及び補修費用 ・退店する場合、施工・什器搬入・設置したものはすべて撤去し、現状回復のうえ引き渡すこと				
営 業 時 間		施設の開館30分後から閉館30分前まで				
その他		区画E（利用許可）の他、身障者トイレ、男女トイレも出店事業者占有とし管理清掃を行うこと。※備品は除く				

6.応募方法など

(1) 受付期間

- ①受付期間： 令和3年10月1日(金)～令和3年11月30日(火)
- ②受付時間： 10時00分～16時00分

(2) 申請書類

- ①出店申込書(様式第1号)
- ②出店計画書(様式第2号)
- ③会社(店)概要書(様式第3号)
- ④法人の登記簿謄本または団体の定款、規約
- ⑤代表者の住民票※個人の場合のみ
- ⑥納税証明書(発行から3ヶ月以内のもので、主たる事務所のある市町の法人および代表者の住民納税証明)
- ⑦直近3期の決算書(写し可)

(3) 提出部数

各々2部

(4) 問い合わせ先

上記書類が必要となりますので下記宛にお問合せ下さい。

株式会社 あい風

〒061-3601 石狩市厚田区厚田98番地2 (道の駅石狩「あいろーど厚田」内)

TEL 0133-78-2300 fax 0133-78-2233

E-Mail t-akii@aikaze.co.jp

担当 秋井

7.審査基準

評 価 項 目	審査のポイント
①コンセプト	道の駅が目的とする事業に適合する業態やサービスの提供が出来る
②道の駅利用者への貢献	道の駅を利用するお客様に対して、魅力ある商品を継続的に提供し、道の駅を魅力あるものにしていく力がある
③経験および実績	経営者、スタッフが業界において経験を有し、マネジメント技術、衛生や接客などに精通している
④事業計画の妥当性	事業所の実績あるいは経営の経験から、計画する売上や収益の実現性や妥当性がある
⑤商品開発力	地域の食材を生かしたメニューの提供や、石狩らしいオリジナリティ溢れた商品の開発がされている又は期待できる
⑥市への波及効果	営業活動や雇用において、石狩市内に広く経済的な波及効果が期待できる
⑦経営安定力	取引先との支払はもとより、営業を継続していくための負担について、業務を実施するための適切な売上計画や資金計画があり、トラブルが生じないよう、一定の財務内容や資金調達の裏付けがある

8.スケジュール

時 期	項 目
令和3年10月1日(金)	公募開始
令和3年11月30日(火)	公募締切
令和3年12月3日(金)	選定審査会
令和3年12月7日(火)	選定結果発表・通知
令和3年結果通知以降	テナント店舗工事
令和4年4月1日（金）予定	店舗運営開始（準備でき次第）

9.その他

- (1) 出店者の選定については、7の審査基準に基づき出店者選定委員会が行います。
- (2) 審査結果は、書類選考のうえ応募者全員に通知します。なお選定された出店者は、(株)あい風ならび石狩市のホームページで公表します。
- (3) 選定委員会においていずれも不適切と認められた場合、追加募集を行う場合があります。
- (4) 次のいずれかに該当すると認められた場合に、選定の取り消しを行います。
 - ①応募書類の記載内容に、虚偽の記載があった場合
 - ②応募者の参加資格を満たさなくなった場合
 - ③その他出店者として不適格な事項が認められた場合
- (5) 説明会は行いません。確認事項がある場合は個別にお問合せください。